



下郷町内で浄化槽を

お使いの皆様へ大切なお知らせです

浄化槽管理者（使用者）には、 遵守しなければならない法的義務があります。

◆ 浄化槽の法定検査について ◆

浄化槽管理者（使用者）は、浄化槽法に基づく法定検査を受けなければなりません。
この検査は県知事の指定検査機関である公益社団法人福島県浄化槽協会が実施します。
法定検査には下記の2つがあります。

- 浄化槽法 第7条検査 …浄化槽を設置後3ヶ月経過してから5ヶ月以内に受けなければなりません。
- 浄化槽法 第11条検査 …年1回の定期検査です。毎年、受けなければなりません。
※7条検査を受けた次の年度から11条検査の対象となります。

一般家庭に設置されている10人槽以下の合併処理浄化槽については、指定検査機関からの委託を受けている保守点検業者でも11条検査（BOD測定）を実施することができます。
ご契約の保守点検業者または指定検査機関にご相談ください。

◆ 浄化槽の保守点検について ◆

浄化槽は微生物の働きによって汚水を浄化しています。その微生物の働きを常に発揮させるためには、環境省令で定める回数の保守点検を必ず実施しなければなりません。保守点検は県の登録を受けた業者の浄化槽管理士の有資格者が行い、その作業内容は環境省令で定める「保守点検の技術上の基準」に基づき実施されます。

◆ 浄化槽の清掃について ◆

微生物の活動により分解された固形物や浮上物などが浄化槽の内部に蓄積されます。その蓄積されたものを「汚泥」や「スカム」と呼びます。汚泥やスカムを除去する作業を「清掃」といい、その回数は法で定められており年1回以上実施することとなっています。（使用の状況により回数が増える場合もあります。）

なお、清掃の作業は、南会津地方環境衛生組合から許可を受けた清掃業者が行います。

問い合わせ先

下郷町役場 町民課 生活安全係

〒969-5345 下郷町大字塩生字大石1000番地 電話 0241-69-1133

法定検査の申込み先（福島県知事指定検査機関）

公益社団法人 福島県浄化槽協会浄化槽検査委員会 会津支所

〒965-0059 会津若松市インター西13-2 電話 0242-22-6867

「下郷町の美しい水環境保全のために」

くみ取り便槽や単独処理浄化槽をお使いの方へ

くみ取り便槽やトイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽を使用されている場合は、台所や洗濯などの生活排水が処理されずに直接、河川や側溝に流されています。

より良い水環境を後世に残していくためにも、すべての生活雑排水をきれいにする「合併処理浄化槽」への転換に努めましょう。

下郷町では、新たに合併処理浄化槽を設置する住民の方へ設置費用の補助を行っています。

さらに、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合は、撤去費の補助を、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合は、撤去費と配管工事費の補助も行っています。

補助には、条件がございますので詳しくは、役場町民課生活安全係までご相談下さい。

〔設置費補助限度額〕 5人槽…352,000円 7人槽…441,000円 10人槽…588,000円

〔撤去費補助限度額〕 45,000円～90,000円 〔配管工事費補助限度額〕 300,000円

※令和3年1月現在の補助限度額。改定等により補助限度額等が変更になる場合もあります。

「下郷町の美しい水環境保全のために」

合併処理浄化槽をお使いの方へ

下郷町では、合併処理浄化槽（一般家庭10人槽以下）に対して、点検・清掃・検査を同一業者で実施する一括契約をお勧めしています。

《一括契約のメリット》

年間の合併処理浄化槽に係る費用が分かりやすくなります。

清掃・検査の依頼の手間が省けます。トラブルが発生した場合も対応がスムーズにできます。

